宮崎大学安全衛生指針

平 成19年 2 月2 日
安全衛生管理委員会

国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）は、平成17年4月に「安全衛生憲章」を制定するとともに、安全衛生に係わる事業者の責任を明確にし、全構成員の安全衛生意識の向上を図るために「安全衛生行動規範」を策定した。

本指針は、これらの理念及び趣旨を踏まえ、本学の職員及び学生が健康で安心して働き、学ぶための安全衛生に係わる指針を定めたものである。

1．危険及び有害な作業の把握と必要な措置の実施

「安全衛生管理を必要とする機器及び作業マニュアル」について、不断の見直しを行い、危険及び災害防止に努める。

2．作業環境管理の徹底

作業環境測定及び局所排気装置の定期自主検査等を適切に実施し、より良い作業環境を創造する。

3．職員及び学生の健康管理の推進

一般健康診断・特殊健康診断等を通じて職員及び学生の健康状態を把握し、メンタルヘルスを含め必要な保健指導等を行う。また、有害な作業を行う職員及び学生については、当該作業及び作業環境に対する安全対策の改善を図ることにより健康被害を未然に防ぐとともに、積極的な健康増進に努める。

4．化学物質の自主的管理の推進

「薬品管理システム」を全学的に導入し、本学で使用される多種・多様な化学物質を適切かつ一元的に管理する。

5．計画的かつ継続的な安全衛生教育の推進

組織的・計画的な安全衛生対策を推進するために、安全衛生管理委員会が中心となって安全衛生教育の充実を図る。また、衛生管理者等の安全衛生に係わる資格取得を推奨するとともに必要な支援を行う。